

物 件 明 細 書

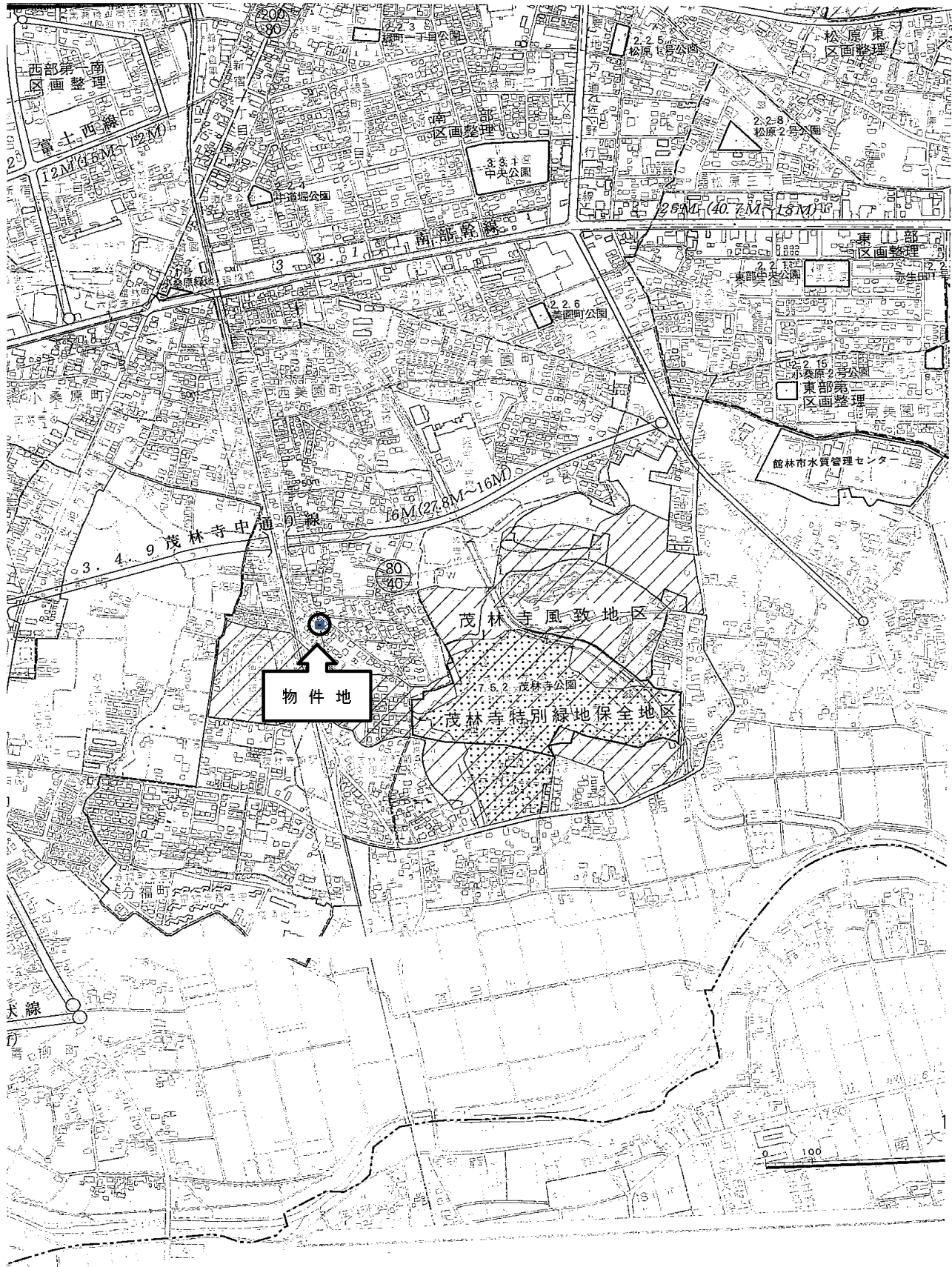
売却区分番号	第1-3号	見積価額	金810,000円
		公売保証金	金90,000円
財産の表示			
1	所 在 館林市堀工町字笹原 地 番 1861番67 地 目 宅地 地 積 92.15㎡		
2	所 在 館林市堀工町字笹原 地 番 1861番119 地 目 畑 地 積 25㎡		
(以上登記簿の表示による)			
物件の位置	東武伊勢崎線茂林寺前駅の北方 約480m (道路距離)		
公法上の規制	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	(1) 第一種住居地域	(2) 第一種低層住居専用地域 (見取図参照)
	建ぺい率	(1) 60%	(2) 40% (見取図参照)
	容積率	(1) 200%	(2) 80% (見取図参照)
接道状況	接道なし		
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦	
	画 地	間口約12m、置行約20m	
	形 状	ほぼ長方形	
供給処理施設	上水道	なし	
	公共下水道	なし	
	都市ガス	なし	
使用状況等	東側隣接地の敷地の一部として利用されています。		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物件1～2は一括で公売します。 ・入札者は、館林市農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。また、所有権移転に当たっては、農地法で規定する許可が必要です。 ・買受適格証明書の申請は令和元年10月3日までに農業委員会へ行う必要があります。 ・物件地内に異なる用途地域が存在します。建ぺい率や容積率等に関しては都市計画課へお問合わせください。 ・物件地に建物を建築できるのは、一定の要件を満たした場合に限定されます。 		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。 4 市は瑕疵担保責任を負いません。 5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 6 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。(なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。) 		
その他事項	非課税財産		

問い合わせ先 館林市役所 納税課
電話 0276-72-4111 内線678～680

売却区分番号

第1-3号

所在図



写真①



写真②



(注) 写真上の線は現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、実際の境界とは異なる場合があります。